

(令和6年第1回定例会3月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第11号 かつらぎ町監査委員条例及びかつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されます。

3. 趣旨・目的

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

各条例において引用している地方自治法の規定条文の条ずれに伴う改正を行います。

(施行期日：令和6年4月1日)

(令和6年第1回定例会3月会議)

【議案第111号 参考資料】

かつらぎ町監査委員条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第1条関係】</p> <p>○かつらぎ町監査委員条例(昭和39年かつらぎ町条例第7号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(職員の賠償責任の決定)</p> <p>第8条 法第243条の2の8第3項の規定による職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定書並びに同条第8項の規定による意見書は、審査に付された日から20日以内に町長に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町監査委員条例(昭和39年かつらぎ町条例第7号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(職員の賠償責任の決定)</p> <p>第8条 法第243条の2の2第3項の規定による職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定書並びに同条第8項の規定による意見書は、審査に付された日から20日以内に町長に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(省 略)</p>

(令和6年第1回定例会3月会議)

【議案第111号 参考資料】

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第2条関係】</p> <p>かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成10年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の 賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当 該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第12号 かつらぎ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

現在の規定では、議員の報酬額や特別職の給料等を見直す議案を提出しようとするときには、町長の諮問に応じ、審議会の意見を聴くこととなっています。

3. 趣旨・目的

審議会の所掌事項及び委員の人数の見直し等を行うことにより、更なる審議会の充実を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

- ①議会に議案を提出しようとするときだけでなく、事前に調査審議し、町長に対し意見具申できるよう所掌事項を見直します。
- ②委員を5人から7人に増員します。

(施行期日：令和6年4月1日)

(令和6年第1回定例会3月会議)

【議案第12号 参考資料】

かつらぎ町特別職報酬等審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町特別職報酬等審議会条例(昭和41年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、特別職の報酬等の額について審議するため、かつらぎ町特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額その他特別職の報酬等に関する事項について、調査審議し、町長に対し意見申すとともに、町長から諮問があつたときは、当該諮問事項について答申するものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員7人をもって組織し、その委員はかつらぎ町区域内の公共的団体等の代表者その他学識経験者を住民のうちから必要の都度町長が任命する。</p> <p>2 委員は、当該審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p>	<p>○かつらぎ町特別職報酬等審議会条例(昭和41年かつらぎ町条例第1号)</p> <p>第1条 町長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、かつらぎ町特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>第3条 審議会は、委員5人をもって組織し、その委員はかつらぎ町区域内の公共的団体等の代表者その他学識経験を住民のうちから必要の都度町長が任命する。</p> <p>2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。</p> <p>(附 則 省 略)</p>	<p>第5条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。</p> <p>(附 則 省 略)</p>

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

健康推進課 保険年金係

1. 議案名

議案第13号 かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化が行われることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法等に関する法律(平成13年法律第31号)第4章の規定が大きく改正されました。

この改正に伴い、かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正するものです。

3. 趣旨・目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正(令和5年法律第30号)に伴い、所要の改正を行うものです。

4. 概要

改正前の法第10条第1項は、「接近禁止命令」及び「退去等命令」を規定していますが、改正後の法第10条第1項は、「接近禁止命令」のみを規定することになるため、改正後の「退去等命令」の根拠となる法第10条の2の引用を加える改正を行うものです。

(施行期日: 令和6年4月1日)

かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例 (平成19年かつらぎ町条例第31号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(3) 配偶者がDV防止法第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったものの及びその児童</p> <p>2 (略)</p>	<p>○かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例 (平成19年かつらぎ町条例第31号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(3) 配偶者がDV防止法第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの及びその児童</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
3 (略) (省 略)	3 (略) (省 略)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

健康推進課 長寿社会係

1. 議案名

議案第14号 かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

現在、花園地域の高齢化率は、58.6%という状況であり、このような中、花園地域では合併以前より、社会福祉協議会に委託し、地域支え合い事業として移送サービスを実施しておりました。

今後、高齢化が進み、運転免許証を返納する方も増えることが想定されることから、公共交通サービスの空白地域である花園地域での持続可能な交通手段構築が喫緊の課題となっています。

3. 趣旨・目的

従前から実施している移送サービスを、将来に向けて持続可能なものとするため、受益と負担の適正化を踏まえ、条例の一部改正を行うものです。

4. 概要

改正内容は、次のとおりです。

移送サービス料について、乗車1回につき1人当たり300円を別表第1項に追加します。

移送サービスの概要は次のとおりです。

- ①運行区域 花園地域内(有田川町押手の一部を含む)
- ②運行形態 事前予約制デマンド型
- ③運行日時 平日 8:30~17:00(土日祝日、年末年始は運行しない)
- ④利用者 会員登録をした花園地域に住所を有する者
- ⑤利用料 乗車1回につき1人当たり「300円」
- ⑥目的地 公共施設、金融機関、診療所など

(施行期日:令和6年4月1日)

(令和6年第1回定例会3月会議)

【議案第14号 参考資料】

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>○かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例 (平成17年かつらぎ町条例第54号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>1 介護予防・地域支え合い部門利用料</p> <table border="1" data-bbox="906 1120 1043 2170"> <tr> <td>配食サービス料</td> <td>一人一食 400円</td> </tr> <tr> <td>食事料</td> <td>一人一食 400円</td> </tr> <tr> <td>移送サービス料</td> <td>乗車1回につき1人当たり 300円</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	配食サービス料	一人一食 400円	食事料	一人一食 400円	移送サービス料	乗車1回につき1人当たり 300円	<p>○かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例 (平成17年かつらぎ町条例第54号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>1 介護予防・地域支え合い部門利用料</p> <table border="1" data-bbox="906 87 997 1120"> <tr> <td>配食サービス料</td> <td>一人一食 400円</td> </tr> <tr> <td>食事料</td> <td>一人一食 400円</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	配食サービス料	一人一食 400円	食事料	一人一食 400円
配食サービス料	一人一食 400円										
食事料	一人一食 400円										
移送サービス料	乗車1回につき1人当たり 300円										
配食サービス料	一人一食 400円										
食事料	一人一食 400円										

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 福祉係

1. 議案名

議案第15号 かつらぎ町犯罪被害者等支援条例制定について

2. 背景・経過

犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援に必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

3. 趣旨・目的

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に向けた施策の総合的な推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって犯罪被害者等の権利利益を保護するとともに、町民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4. 概要

犯罪被害者等の支援に関し、次の事項について規定します。

- (1) 目的(第1条関係)
- (2) 定義(第2条関係)
- (3) 基本理念に関する事。 (第3条関係)
- (4) 町の責務に関する事。 (第4条関係)
- (5) 町民等の責務に関する事。 (第5条関係)
- (6) 相談及び情報の提供等に関する事。 (第6条関係)
- (7) 見舞金の支給に関する事。 (第7条関係)
- (8) 居住の安定に関する事。 (第8条関係)
- (9) 広報及び啓発に関する事。 (第9条関係)
- (10) 民間支援団体への支援に関する事。 (第10条関係)

(施行期日:令和6年4月1日)

議案参考資料

担当課（室）係

（令和6年第1回定例会3月会議）

健康推進課 介護保険係

1. 議案名

議案第16号 かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

介護保険において、市町村は、国の定める基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされています。今般、令和6年度から令和8年度における第9期介護保険事業計画の策定及び介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化すること（保険料標準段階の多段階化、標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ等）により、低所得者の保険料額の上昇の抑制を図るという国の方針が出されたことにより、介護保険料額の改定及び基準所得金額等の改正が必要となりました。

3. 趣旨・目的

第1号被保険者の介護保険料について、各段階の保険料額及びその算定基準を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

第1号被保険者の所得段階の多段階化に伴う保険料額の見直し

	【第8期（令和3年～令和5年度）】		【第9期（令和6年～8年度）】		【差額】
第1段階	24,600円	→	21,800円	▲	2,800円
第2段階	41,100円	→	37,100円	▲	4,000円
第3段階	57,500円	→	52,400円	▲	5,100円
第4段階	73,900円	→	68,800円	▲	5,100円
第5段階	82,200円（基準額）	→	76,500円（基準額）	▲	5,700円
第6段階	98,600円	→	91,800円	▲	6,800円
第7段階	106,800円	→	99,400円	▲	7,400円
第8段階	123,300円	→	114,700円	▲	8,600円
第9段階	139,700円	→	130,000円	▲	9,700円
第10段階	152,000円	→	145,300円	▲	6,700円
第11段階	156,100円	→	160,600円		4,500円
第12段階			175,900円		
第13段階			183,600円		

基準所得金額（合計所得金額）の範囲の一部変更

【第8期（令和3年～令和5年度）】

【第9期（令和6年～令和8年度）】

第9段階	320万円以上 <u>400万円</u> 未満	→	320万円以上 <u>420万円</u> 未満
第10段階	<u>400万円</u> 以上 <u>700万円</u> 未満	→	<u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満
第11段階	<u>700万円</u> 以上	→	<u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満
第12段階			620万円以上720万円未満
第13段階			720万円以上

(施行期日：令和6年4月1日)

(令和6年第1回定例会3月会議)

【議案第16号 参考資料】

かつらぎ町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町介護保険条例(平成12年かつらぎ町条例第17号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第10条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,400円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,700円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 68,800円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 76,500円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 91,800円</p>	<p>○かつらぎ町介護保険条例(平成12年かつらぎ町条例第17号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第10条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 41,100円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 61,600円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 61,600円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 73,900円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 82,200円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 98,600円</p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は</p>

改正後	改正前
<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 99,400円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 114,700円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 130,000円</u></p>	<p>第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第10条第2号イを除き、以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 106,800円</p> <p>イ 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 123,300円</p> <p>イ 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 139,700円</p> <p>イ 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

改正後	改正前
<p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 145,300円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 160,600円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 175,900円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 183,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,800円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,800円</u>」</p>	<p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>152,000円</u></p> <p>イ 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>156,100円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,600円</u>」</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「<u>37,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,800円</u>」とあるのは「<u>52,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りに算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>第13条 保険料の額の算定の基礎に用いる町民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)第29条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第10条第2号イを除き、以下同じ。)が確定しな</p>	<p>とあるのは「<u>41,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>24,600円</u>」とあるのは「<u>57,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りに算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>第13条 保険料の額の算定の基礎に用いる町民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分の町民税の課税非課税の別又は合計所得金額を基礎として第10条の規定の例により算定した額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p>

改正後	改正前
<p>いては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度の町民税の課税非課税の別又は合計所得金額を基礎として第10条の規定の例により算定した額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

環境課 環境政策係

1. 議案名

議案第17号 かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例

2. 背景・経過

地球温暖化防止並びに未利用地の有効活用の観点から、太陽光発電設備の導入が全国的に活発化しています。

3. 趣旨・目的

太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響や災害の発生が危惧されることに鑑み、和歌山県条例の対象に含まれない合計出力50kW未満の太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和並びに自然環境の維持を図り、本町の良好な環境の保全に寄与することを目的とします。

4. 概要

○適用範囲

発電出力が50kW未満の太陽光発電設備

○事業者の責務

- ・関係法令の遵守
- ・近隣住民の生活環境への影響に十分配慮すること。
- ・発電事業の施行に伴う災害防止に万全を期すこと。

○事前協議

事業実施者は、町に当該太陽光発電設備の設置等に関する計画について協議すること。

○近隣住民への説明

事業実施者は、事前協議後、近隣住民に対し説明を行うこと。

○事業計画の届出

事業実施者は、当該工事着手30日前までに、事業計画を町長に届け出ること。

○事業計画の公表

(施行期日：令和6年7月1日)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第18号 かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道に関する水質基準の策定等、水質または衛生に関する事務については、厚生労働大臣から環境大臣へ、その他の水道行政に関する事務は厚生労働大臣から国土交通大臣へ令和6年4月1日から移管します。これに伴い水道法が一部改正され、令和6年4月1日に施行されます。

3. 趣旨・目的

水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

水道法の一部改正に伴い、本条例中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

(施行期日：令和6年4月1日)

かつらぎ町水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町水道事業給水条例 (平成10年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施工した給水装置に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>○かつらぎ町水道事業給水条例 (平成10年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施工した給水装置に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(過料)</p> <p>第49条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(過料)</p> <p>第49条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

危機管理課 消防係

1. 議案名

議案第19号 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、令和6年4月1日から施行されます。

3. 趣旨・目的

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)により、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第4イ公安職俸給表(一)が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改定されたため、所要の改正を行うものです。

4. 概要

① 第5条第2項関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。

②別表第1関係

(単位:円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

備考:()内書は現行の補償基礎額である。

(施行期日:令和6年4月1日)

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に從事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に從事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に從事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の事態となった場合にあっては<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に從事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に從事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に從事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の事態となった場合にあっては<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後		改正前		
(省 略)		(省 略)		
別表第1(第5条関係) 補償基礎額表		別表第1(第5条関係) 補償基礎額表		
階級	勤務年数		勤務年数	
	10年未満	10年以上20年未満	10年未満	10年以上20年未満
団長及び副団長	12,500円	13,350円	12,440円	13,320円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	10,670円	11,550円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	8,900円	9,790円
		20年以上		20年以上
		14,200円		14,200円
		12,500円		12,440円
		10,800円		10,670円
		9,100円		8,900円
		10,800円		10,670円
(省 略)		(省 略)		

議案参考資料

担当課(室)係

(令和6年第1回定例会3月会議)

産業観光課 商工観光係

1. 議案名

議案第21号 権利の放棄について

2. 背景・経過

令和2年度の国道480号沿地域振興交流施設指定管理納付金について、これまで未納となっており、町顧問弁護士に委託して債権回収をおこなってきました。

今回、相手方代理弁護士との間で債権の一部弁済の合意締結した事を受け、残債について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により債権を放棄するものです。

3. 趣旨・目的

債権回収に係る合意を受け、その権利を放棄するものです。

4. 概要

令和2年度国道480号沿地域振興交流施設指定管理納付金の一部弁済の合意を受け、残債についての債権放棄を行います。

納付金額 : 4,780,000円

今回納付額 : 1,200,000円

債権放棄額 : 3,580,000円

議案参考資料

(令和6年第1回定例会3月会議)

担当課(室)係

会計課 会計係

1. 議案名

議案第22号 辺地総合整備計画の変更について

2. 背景・経過

令和4年3月に策定しました下志賀地区飲料水供給施設整備事業に係る「辺地総合整備計画」について、浄水施設の場所を変更することとなり、工事内容の変更や追加が生じました。また、近年の物価高騰に伴い、事業費の増額及び計画期間の延長を行うため、当該計画の変更を行います。

3. 趣旨・目的

辺地対策事業債を経費の財源に充てるために辺地総合整備計画を変更します。

4. 概要

令和4年3月に策定しました「辺地総合整備計画」を変更しようとするものです。

変更の理由につきましては、事業の実施にあたり、浄水施設の場所が当初予定していた場所から変更することとなったため、配管の総延長が増加し、取水施設周辺の護岸擁壁工事を行う必要が生じたためとなります。

工事の変更と追加、また、物価高騰に伴い、事業費の増加及び計画期間の延長に係る計画変更を行うため、別紙「辺地総合整備計画」について「辺地に係る公共的施設の総合整備の財政上の特別措置に係る法律」第3条第8項に基づき和歌山県知事と協議し同意を得ましたので、本計画を議会に上程し、令和6年度から計画を変更しようとするものです。

